

平成 2 9 年 3 月 定 例 会 提 出 案 件

【2月24日追加提出案件】

[条 例…1件]

市議案第48号

手数料条例及び豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の設定について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。平成27年7月8日公布）の施行に伴い、認定低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更に関する証明書の交付手数料等を新設するとともに、その他所要の規定を整備するもの

(1) 手数料の新設

- ① 認定低炭素建築物新築等計画に係る軽微な変更に関する証明書の交付手数料（手数料条例別表第28の2関係）
46,400円～1,240,000円
- ② 建築物エネルギー消費性能確保計画建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（手数料条例別表第32関係）
166,200円～1,237,700円
- ③ 建築物エネルギー消費性能確保計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（手数料条例別表第32関係）
135,100円～619,500円
- ④ 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（手数料条例別表第32関係）
135,100円～619,500円
- ⑤ 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料（手数料条例別表第32関係）
46,400円～1,237,700円
- ⑥ 特定建築物等の完了検査に係る手数料（豊中市建築基準法施行条例第64条第7項関係）
112,800円～428,100円

(2) 証明手数料の改正（豊中市建築基準法施行条例第64条第9項関係）

確認済証及び検査済証に係る証明手数料等

（ 現 行 ）	（ 改 正 案 ）	（引上げ額）
450円	650円	200円

- (3) 施行日
- ・(1) 平成29年4月1日
 - ・(2) 平成29年7月1日